

平成28年度 第1回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

平成28年8月17日(水) 午後6時30分～午後9時10分

2 開催場所

昭島市役所3階301会議室

3 出席者(協議会委員10名)

(委員)

長瀬委員(会長)、島田委員(副会長)、相沢委員、石塚委員、市村委員、竹口委員、西山委員、野島委員、深井委員、森田委員

(欠席)

斎藤委員、長谷川委員

(事務局)

佐藤保健福祉部長、山崎障害福祉課長、島村障害福祉課障害福祉係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について
- (2) 第4期昭島市障害福祉計画の実績について
- (3) 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について
- (4) 第5期昭島市障害福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について
- (5) 昭島市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱(案)について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料2-1 平成28年度からの障害者福祉施策における会議体組織図について

資料2-2 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱

資料3-1 第4期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況及び評価状況

資料3-2 第4期昭島市障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績値の比較(活動指標)

資料4 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について

資料5 第5期昭島市障害福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について

資料6 昭島市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)

1 開会（省略）

2 議題（要旨）

（1）昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

昭島市障害者地域支援協議会三原委員長、高橋副委員長より資料2に基づき説明

- 事務局** 地域支援協議会から要望のあった各専門部会への事業の予算化については、予算を計上しないということではなく、事業内容や目的を明確にしていただかないと予算計上が難しいという趣旨である。
- 市の財政状況は厳しく、新たな予算を容易に計上できる状況ではないが、必要な事業については予算を確保できるように努力したい。
- 相沢委員** 自立支援推進協議会で計画策定に関する検討を行うためには、地域の実態を正確に把握することが不可欠である。
- 予算化の要望では、事務局は平成30年度までは予算を組めない地域支援協議会で説明しているが、それが難しい場合には、自立支援推進協議会から市長に提言できるような仕組みに変えるべきではないか。
- 市民への障害理解の促進や相談窓口等の情報提供を目的としたパンフレットについては、早急に事業化する必要がある。
- 長瀬会長
事務局** 予算が確保できるようにするには、どのように市に示したら良いのか。事務局会議で事業内容や事業目的を示して欲しい。予算化については、決して否定的な姿勢で取り組んでいるわけではなく、市の財政状況が厳しいことや、一定の手順があることを踏まえたうえでの発言であることをご理解いただきたい。
- 相沢委員** 現在、地域支援協議会で予算計画書類を作成しており、作業が完了次第、相談したい。
- また、地域支援協議会委員への交通費の支給について検討して欲しい。
- 島田副会長
事務局** 予算要求に関する書類を市に提出する際は、決まった様式があるのか。予算要求という仕組みがないため、現在は特に決まった様式はない。
- 島田副会長** 専門部会の生活支援部会と権利擁護部会の委員が未定となっているが、進捗状況を教えて欲しい。
- 高橋地域支援協
議会副委員長** 権利擁護部会は動きがないが、生活支援部会については、中心的なメンバーで集まり立ち上げに向けて動いている。
- 島田副会長** 権利擁護部会については、弁護士等の専門家が参加する予定はあるか。
- 高橋地域支援協
議会副委員長** 現時点では未定である。

（2）第4期昭島市障害福祉計画の実績について

事務局から資料3-1、3-2に基づき説明

- 相沢委員** 評価内容が不十分である項目が見られるため、評価委員会の議論を明確にして、評価体制や評価基準の妥当性を検討する必要がある。
- No.90については、事業内容に支援ネットワークの構築に関する記述があるが、平成27年度の実績や平成28年度に向けた方向性は法定雇用率に関する内容となっており、事業内容と実績及び今後の方向性に関する記述とが一致していない。
- No.91とNo.92については、F評価が何年も続いているが、その都度、商工会や産業活性化課との調整を依頼してきた。F評価となった要因を分析し、対策を講じるべき。

事務局	<p>No.90については評価内容が適切であるとは言いがたい。 また、No.91とNo.92についても所管課との調整に努めていきたい。 障害者職場体験実習の受入れについては、今年度、就労支援部会に協力いただき、特別支援学校に通っている生徒を市役所で受け入れることができた。</p>
相沢委員	<p>これについては、継続的に取り組んで欲しい。 また、地域支援協議会で工賃の向上に向けた議論を行っているので、市でもできることを検討して欲しい。</p>
島田副会長	<p>資料2の会議体組織図に関連する提案だが、議題によっては関係する事業の所管課が出席できる仕組みになっていると良いのではないか。障害福祉課を通さず、直接、説明を受けることができ、所管課の障害理解や地域支援協議会との連携も進む。 また、No.55については、E評価となっているが、情報提供に役立つツールであり、早急に取り組むべきである。印刷物の作成が財政的に厳しいならば、まずは市のホームページにサイトを作って情報を掲載したり、必要に応じ市がアカウントを持っているSNSにも情報発信していくことが大切で、その中から情報ニーズが高い部分を抜粋して、予算的な余裕が出たら簡便なガイドブックを作成すると良いのではないか。</p>
市村委員	<p>市役所で初めて障害者職場体験実習の受入れを実施したが、受入れ体制に関する評価やまとめを行ったのか。受入れを通じて浮かび上がってきた課題を踏まえて、次年度の計画を立て欲しい。</p>
事務局	<p>事務局会議への所管課の参加については、各専門部会からの依頼に応じて、参加するように話をしている。ガイドブックの作成については、内容を障害福祉に限ることに限らず、児童福祉等も網羅する総合的なガイドブックの作成を目的としているが予定通りに進んでいないことからE評価とした。障害者職場体験実習の受入れのまとめについては、所管課との調整ができ次第、着手する予定である。</p>
相沢委員	<p>市の予算を見る限り、障害者施策に関する予算のみが厳しいとは思わないが、単に財政も人材も不足していると説明するのではなく、必要なものをどのように作るかを考えて欲しい。 視覚障害のある女性が妊娠した場合は、点字版の母子手帳を発行しているのか。点字の市報、選挙公報の配布体制、状況はどうなっているか。No.46については、商業施設までの道路には点字ブロックがあるが、施設内には点字ブロックがないことが多いので買い物に行けない方がいるのでは。バリアフリーを推進するに当たって障害のある方が社会の中で楽しみも含めて生活できるよう、できるところから進めて欲しい。</p>
事務局	<p>No.46に記載されているバリアフリー基本構想については、大規模な再開発等を行う場合に策定するものであるが、昭島市内で大規模な再開発は予定されていない。次期計画ではこの点を踏まえて、内容を修正していきたいと考えている。 また、商業施設等のバリアフリー化については、民間企業と連携しながら推進したい。</p>
野島委員	<p>市内で生活介護を提供する事業所は非常に少なく、高校卒業後は市内の事業所に通わせたいので増えるように取り組んで欲しい。 また、こども支援部会に指導課や学校関係者の参加をお願いしたい。平成30年度から市内の小学校全校に特別支援教室を設置することについては、正確な情報を提供して欲しい。 No.86 地域交流・共同学習の推進については、保護者の中には障害のある子どもと交流をさせたくないと考えている人もいると聞いており、事業が計画通りに進んでいるか疑問に感じる。</p>

事務局	生活介護を提供する事業所の不足については認識しているが、事業実施する法人がいなく、改善に向けて検討していきたい。各専門部会への各課の参加については、障害福祉課から既に依頼している。事業評価については、あくまでも所管課による自己評価であるため、わかりづらい点は、所管課に確認することはできる。
相沢委員	評価基準については、人数や費用などの量に関するものが多いが、質に着目して評価をする必要もあり、この点を確認するためにも、所管課に出席して欲しい。
深井委員	No.110 地域福祉ネットワークなどとの相互連携について、E評価になっているが、これまで昭島市障害者(児)福祉ネットワーク選出の委員も地域支援協議会の設置に向けて検討を行ってきたのでこの点を踏まえて評価すべきではないか。
事務局	地域支援協議会を設置して、具体的な活動を始めたのが平成28年度であるため、平成27年度についてはE評価としている。

(3) 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について

事務局から資料4に基づき説明

相沢委員	<p>地域生活支援拠点等の整備については、障害福祉計画に「求められる機能整備の必要性などについて、昭島市障害者自立支援推進協議などの場を用いて、関係機関が参画し検討を行います。」と記載されている。議論ができるように、庁内での検討状況、具体的な整備内容や時期、事業者の選定方法を教えて欲しい。</p> <p>また、福祉施設から一般就労への移行等の実績値が低いが、事業所の質の問題か、就職をしようとしたが就職に至らなかったのかなど要因を分析し今後の方向性を決めるべきである。</p>
事務局	<p>事業者の選定方法については、国有地のため公募になるが、方法については国と調整することになる。</p> <p>福祉施設から一般就労への移行等については、意見を踏まえて検討し直したい。評価方法については、市としても十分なノウハウがあるとは言いがたく、就労支援部会と連携しながら、適切な評価ができるように努めていきたい。</p>
市村委員	就労支援部会では、事業所の職員に対する研修や実習先の拡大等について議論し協力したい。
島田副会長	福祉施設から一般就労への移行等についての要因分析は重要であるため、実施して欲しい。就労移行に懸命に取り組んでいる施設がある反面、旧来的な預かり中心の施設完結型になり、移行支援に関する職員の意識が遅れ、知識やスキル不足になっている施設もあると思われるので、厳しく見ていく必要がある。
相沢委員	<p>事業所の経営状況等を支援していく必要もあるだろう。市役所でパンを販売させるなど、経営の安定につながる取組をしなければ、人材を育成し、より良いサービスを提供することは難しいだろう。</p> <p>また、地域生活支援拠点の整備について、具体的に説明いただきたい。</p>
事務局	社会福祉法人が土地を購入し、建物を建設し運営することになる。
相沢委員	自立支援推進協議会では、地域生活支援拠点に必要な機能について議論するという認識で良いか。
事務局	国から示された枠組みに沿って実施することになるが、意見があれば伺いたい。

島田副会長	一般就労に移行できても、人間関係等の理由から辞めてしまうケースもあるため、就労定着支援に関する目標を設定することはできないのか。
事務局	必要があれば市独自の内容を次期計画に盛り込んでいくことは可能である。
相沢委員	国が就労移行率を50%に設定しているが、不可能な数値である場合、国や都に実態を踏まえ意見具申することも検討してはどうか。
野島委員	一般就労に移行するのが望ましいといった方針には疑問を感じる。個人の状況に応じた働き方があっても良いのではないのか。
事務局	福祉施設入所者の地域生活への移行について、修正案があればご意見をいただきたい。
相沢委員	障害福祉計画に記載されている内容の追加と、自立支援推進協議会への情報提供を行うことを盛り込んで欲しい。
石塚委員	地域生活支援拠点では、実習を行い、職場を開拓しても、就労に結び付かなければ意味がない。コーディネーターやジョブコーチを配置するなど実習先を地域生活支援拠点にして学校と地域との連携にも力を入れていくべき。
相沢委員	地域生活支援拠点はあくまで地域での居住支援が中心となるため、就労移行に関する施設ではないと考える。
事務局	基本的な機能としては、グループホーム、生活介護施設に相談事業を地域と連携しながら行うものである。
西山委員	全国的にみると、モデル事業を9箇所で開催しているため、こうした取組を参考にしながら事業内容を検討すると良い。
相沢委員	厚生労働省のホームページにモデル事業に関する資料が掲載されているため、今後議論する際はその資料を用意して欲しい。
事務局	福祉施設から一般就労への移行等について、修正案があれば意見をいただきたい。
相沢委員	目標値を下回った要因を分析するために、職場実習や面接の実施の有無等について調べ要因がわからないと対策を考えることができない。
事務局	就労支援部会と連携しながら、必要なデータの把握に努めたい。
島田副会長	厚生労働省が職リハに関する制度を整えているので参考にしながら、〇を付けてもらう手間がかからない調査票を作成できると良い。
事務局	「改善（A）」に関するご意見をいただきたい。
相沢委員	就労移行のためのツールや情報提供のほか、販路の拡大など経営の安定を目指した支援や工賃の向上等について検討する必要がある。

(4) 第5期昭島市障害福祉計画策定におけるアンケート調査の実施について

事務局から資料5に基づき説明

相沢委員	アンケート調査に関する予算額や事業者の選定方法について教えて欲しい。調査対象者について、地域支援協議会で障害者手帳の所持者に限定せず、難病を患っている方や手帳を持っていない方のニーズを把握する必要性について議論した。 また、障害者本人を対象とした調査だけではなく、サービス提供事業所へのヒアリングを行う必要もあるだろう。
事務局	調査の内容について、16ページの間37に成年後見制度と昭島市障害者虐待防止センターの認知状況を把握する設問が設定されているが、制度の次に場所や内容を知っているかが続くことに違和感がある。 予算額は242万円である。事業者の選定方法については、指名競争入札で

実施した。対象者については、前回と同様に障害者手帳所持者としている。地域支援協議会での意見を受けて、難病を患っている方や発達障害のある方を含められるように検討したが、これから調整していくことは難しいため、今後の課題としたい。

相沢委員 アンケート調査項目から議論を始めるのではなく、仕様書の内容から検討すべきではないか。精神障害者の中にはあえて手帳を持たない方もいるがサービスについての考えを議論して、調査の実施方法を検討すべきである。入札については、委員会を設けて指名する業者を決めているのか。

事務局 事業者の指名に当たっては、予算額から5社を指名する指名競争入札として実施した。

野島委員 調査票にはルビを振るとのことだが、子どもにはわかりにくい表現が多い。記入にあたって「あてはまる選択肢の番号に直接○印をつけてお答えください」とあるが、「あてはまる番号に直接○印をつけてお答えください」としたらどうか。「おうかがいします」と「お聞きます」が混在していて設問文の語尾は統一したほうが良いのでは。

事務局 可能な範囲で対応する。

(5) 昭島市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱(案)について

事務局から資料6に基づき説明

相沢委員 民間企業は厚生労働省が示したマニュアルを参考に既に研修を行っているところも多く、市の対応は遅い。マニュアルを作成するだけでなく、職員への周知を徹底していただきたい。今後、どのように研修を実施するのか、全職員対象に実施して欲しい。

事務局 また、障害者が差別を受けた時や合理的配慮がなされなかった場合の相談窓口や地域での協議会の設置など、今後の対応について教えて欲しい。

事務局 マニュアルの作成が遅れたことについては、庁内でプロジェクトチームを立ち上げて、議論を行ったため、当初の想定よりも時間がかかってしまった。研修方法については、職員研修所での研修や、職員課によるマニュアルに基づいた研修を定期的に予定している。

事務局 相談窓口は障害福祉課なる。そこで対応に不服がある場合は、昭島市オンブズマンパーソン制度を利用することができる。協議会については、権利擁護部会の中で、立ち上げるかどうかを含めて検討したい。

西山委員 知的障害と発達障害の方は、ほぼ一緒である。マニュアルの中で、知的障害のある方と発達障害がある方の対応方法が同じであるので知的障害がない発達障害の方としての内容への検討が必要ではないか。

事務局 見直しを検討したい。

深井委員 東日本大震災の際に、節電のため指示があったが、肢体不自由の人にとっては、暗い部屋の中では手先が見えず、苦勞している様子であった。

事務局 また、公民館の調理室では、座位を保てない人が背もたれのあるイスを使ったら注意をされることもあったので柔軟な対応をお願いしたい。

事務局 合理的配慮に欠けており、障害のある人が利用しやすい施設となるよう施設の所管課に話をさせていただく。

事務局 マニュアルを読むだけではなく、ケーススタディを行う必要もある。

相沢委員 マニュアルの分量等を見ると、市役所職員がこれをすべて覚えられるのかどうか、疑問に感じる

野島委員 確実に覚えるということではなく、基本的な内容を押さえながら、必要に応じて読み返し、理解を深めるきっかけができれば良いと考えている。

事務局

長瀬会長

マニュアルに書かれている内容は、市役所職員だけではなく、全ての人に理解してもらえると良いと思う。

3 その他

長瀬会長

以上で、第1回昭島市障害者自立支援推進協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。